

四街道市と四街道市内郵便局との包括連携に関する協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保管するものとする。

四街道市と四街道市内郵便局は、両者が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進するために、市民サービスの向上に係る包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

なお、本協定については、四街道鹿渡郵便局が四街道市内郵便局を代表して締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、四街道市及び四街道市内郵便局が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民の福祉の向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 四街道市と四街道市内郵便局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域福祉活動に関すること。
- (3) 産業経済の活性化に関すること。
- (4) その他四街道市と四街道市内郵便局が協議し必要と認めること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、四街道市及び四街道市内郵便局のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

（個別協定等）

第4条 第2条に掲げる協力事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

（協力方法等）

第5条 第2条に掲げる協力事項の具体的実施に当たっては、四街道市担当部局と四街道市内郵便局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

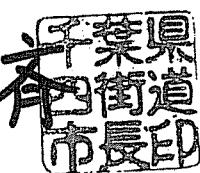
平成27年7月29日

四街道市

四街道市鹿渡無番地

四街道市

四街道市長

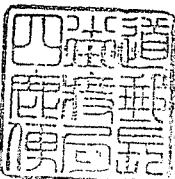
佐渡 
千葉県
四街道
市長印

四街道市内郵便局

四街道市鹿渡1110-24

日本郵便株式会社

四街道鹿渡郵便局長

香取淳 
四街道
鹿渡郵便
局長印

（四街道市内郵便局）

郵便局名	所在地
四街道郵便局	四街道市美しが丘1-18-2
四街道鷹の台郵便局	四街道市鷹の台2-35-7
四街道みそら郵便局	四街道市みそら2-17-4
四街道千代田郵便局	四街道市千代田5-31
四街道大日郵便局	四街道市大日461-2
四街道めいわ郵便局	四街道市めいわ5-1-2
四街道つくし座郵便局	四街道市つくし座1-3-6
四街道駅前郵便局	四街道市四街道1-19-17
四街道旭ヶ丘郵便局	四街道市旭ヶ丘3-8-1
四街道鹿渡郵便局	四街道市鹿渡1110-24